

平成二十七年国家公安委員会規則第十七号

国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則

国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百四号）第八条第九項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第二章 主宰者、代理人等（第二条―第六条）

第三章 意見の聴取の進行（第七条―第十五条）

第四章 意見の聴取調書等（第十六条―第十八条）

第一章 総則

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 主宰者 国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第八条第四項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。

二 当事者 準用行政手続法第十五条第一項の規定により通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

三 関係人 当事者以外の者であつて法に照らし仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）につき利害関係を有するものと認められる者をいう。

四 参加人 準用行政手続法第十七条第一項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

第二章 主宰者、代理人等（主宰者の指名）

第二条 準用行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者は、意見の聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察庁職員のうちから指名する。

3 主宰者が準用行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、国家公安委員会は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

第三条

準用行政手続法第十六条第三項（準用行政手続法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が代理人に対して当事者又は参加人のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した別記様式第一号の代理人資格証明書により行うものとする。

2 準用行政手続法第十六条第四項（準用行政手続法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二号の代理人資格喪失届出書により行うものとする。（参加人）

第四条 準用行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名及び当該意見の聴取に係る仮指定につき利害関係を有することの疎明を記載した別記様式第三号の参加人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、準用行政手続法第十七条第一項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。（補佐人）

第五条

準用行政手続法第二十条第三項の許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した別記様式第四号の補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、準用行政手続法第二十条第三項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人は、意見の聴取の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができ。

4 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

5 準用行政手続法第二十二條第二項（準用行政手続法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた準用行政手続法第二十条第三項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。（参考人）

第六条 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、適当と認める者に對し、参考人として意見の聴取の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

2 前項の申出は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名、参考人として意見の聴取の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第五号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。

3 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として意見の聴取の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

第三章 意見の聴取の進行

第七條

準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、別記様式第六号の意見の聴取通知書により行うものとする。

（意見の聴取の期日及び場所の変更）

第八条 国家公安委員会は、当事者の申出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、意見の聴取の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した別記様式第七号の変更申出書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

3 国家公安委員会は、第一項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を別記様式第八号の変更通知書により当事者及び参加人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続等）

第九条 準用行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び閲覧

をしようとする資料の標目を記載した別記様式第九号の文書閲覧請求書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に應じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 国家公安委員会は、準用行政手続法第十八条第一項又は第二項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該当事者又は参加人が意見の聴取の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないよう配慮するものとする。

3 準用行政手続法第十八条第二項の閲覧の求めがあつた場合において、国家公安委員会が当該求めのあつた意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき（閲覧を拒否するときを除く。）は、主宰者は、準用行政手続法第二十二條第一項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の手続）

第十条 主宰者は、準用行政手続法第二十条第二項又は準用行政手続法第二十一条第一項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十号の提出物目録を作成しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 提出を受けた年月日

三 提出をした者の氏名及び住所

四 提出を受けた証拠書類等の標目

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 主宰者は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第十一号の還付請求書と引換えに行わなければならない。

（意見の聴取の審理の公開）

第十一条 国家公安委員会は、準用行政手続法第二十条第六項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知すると

もに、当該意見の聴取の期日及び場所を公示し
なければならぬ。

2 前項の規定による公示は、国家公安委員会の
事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(意見の聴取の期日における陳述の制限等)

第十二条 主宰者は、意見の聴取の期日に出席し
た者が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて発
言するとき、その他意見の聴取の期日における
審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと
認めるときは、その発言を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見
の聴取の期日における審理の秩序を維持するた
めが必要があると認めるときは、秩序を乱した
者に対し退場を命じ、その他意見の聴取の期日
における審理の秩序を維持するため国家公安委
員会が別に定める措置をとることができる。

(陳述書の提出の方法)

第十三条 準用行政手続法第二十一条第一項の規
定による陳述書の提出は、提出をする者の氏
名、住所、意見の聴取の件名及び意見の聴取に
係る事案についての意見を記載した書面により
行うものとする。

(意見の聴取の続行の通知)

第十四条 準用行政手続法第二十二條第二項本文
の規定による通知は、別記様式第十二号の意見
の聴取続行通知書により行うものとする。

(意見の聴取の再開の通知)

第十五条 準用行政手続法第二十五条において準
用する準用行政手続法第二十二條第二項本文の
規定による通知は、別記様式第十二号の意見の
聴取再開通知書により行うものとする。

第四章 意見の聴取調書等

(意見の聴取調書)

第十六条 準用行政手続法第二十四條第一項の調
書は、別記様式第十三号の意見の聴取調書に次
に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理
が行われなかった場合においては、第四号 第
六号及び第七号に掲げる事項を除く。)を記載
し、主宰者がこれに記名押印することにより作
成しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 意見の聴取の期日に出席した当事者及び参
加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに
参考人の氏名及び住所

五 当事者(代理人を含む。)が意見の聴取の
期日に出席しなかった場合には、その氏名及
び住所並びに出席しなかったことについての
正当な理由の有無

六 説明を行った警察庁職員の職名及び氏名

七 警察庁職員の説明の要旨

八 当事者及び参加人又はこれらの者の代理
人、補佐人並びに参考人の陳述(陳述書によ
るものを含む。)の要旨

九 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、第十条第一項の提出物
目録を添付するほか、書面、図画、写真その他
主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一
部とすることができる。

(意見の聴取報告書)

第十七条 準用行政手続法第二十四條第三項の報
告書は、別記様式第十四号の意見の聴取報告書
に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記
名押印することにより作成しなければならない。

一 意見

二 仮指定の原因となった事実に対する当事者
及び当該仮指定により自己の利益を害された
参加人の主張

三 理由

(意見の聴取調書等の閲覧)

第十八条 準用行政手続法第二十四條第四項の規
定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び
閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載
した別記様式第十五号の意見の聴取調書等閲覧
請求書を、意見の聴取の終結前にあつては主宰
者に、意見の聴取の終結後にあつては国家公安
委員会に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は国家公安委員会は、準用行政手続
法第二十四條第四項の閲覧を許可したときは、閱
覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた
当事者又は参加人に通知しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日(平成二十七年十
月五日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二一日国家公安委
員会規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行す
る。

(経過措置)

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際
捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備
員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係
る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び
業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環
境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び
型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動
推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会
に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関
する法律施行規則、暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律施行規則、暴力団員によ
る不当な行為の防止等に関する法律の規定に基
づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委
員に関する規則、暴力追放運動推進センターに
関する規則、交通事故調査分析センターに関す
る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定
に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の
型式認定の系統等に関する規則、届出自動車教
習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技
能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る
講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許
に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成
する能力を有する法人の指定に関する規則、自
転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、
特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営
業法施行規則、交通安全活動推進センターに関
する規則、不正アクセス行為の再発を防止する
ための都道府県公安委員会による援助に関する
規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見
の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者
教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の
規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為
等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の
聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関す
る法律施行規則、インターネット異性紹介事業
を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す
る法律施行規則、配偶者からの暴力等による被
害を自ら防止するための警察本部長等による援
助に関する規則、確認事務の委託の系統等に関
する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契
約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関
する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に
関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収

益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務
の実施に関する規則、少年法第六條の二第三項
の規定に基づく警察職員の職務等に関する規
則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する
規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催
に関する事務の一部を行わせることができる者
の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関
する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱
う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施
行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事
会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実
施する国際テロリストの財産の凍結等に関する
特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事會
決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実
施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特
別措置法施行規則に基づく意見の聴取の実施に
関する規則及び重要施設の周辺地域の上空にお
ける小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行
規則に規定する様式による書面については、こ
の規則による改正後のこれらの規則に規定する
様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用
することができる。

附 則 (令和二年二月二八日国家公安
委員会規則第一三〇号)

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式(次項にお
いて「旧様式」という。)により使用されてい
る書類は、当分の間、この規則による改正後の
様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、こ
れを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年五月二六日国家公安委
員会規則第一〇号)

(施行期日)

第一条 この規則は、国際的な不正資金等の移動
等に対処するための国際連合安全保障理事会決
議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施す
る国際テロリストの財産の凍結等に関する特別
措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令
和五年六月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式(次項にお
いて「旧様式」という。)により使用されてい

る書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第1号（第3条関係）（令和3年度より、令和3年度限り、一部適用）

代理人 家 族 監 護 審 判	
年 月 日	
国家公安委員会 席	
住所	
氏名	
年 月 日	
に就いて行われる意見の陳述については、下記の審判の代理人の資格を有しているため参加します。	
記	
意見の陳述の件名	
姓 所	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）（令和3年度より、令和3年度限り、一部適用）

代理人 家 族 監 護 審 判 法 官	
年 月 日	
国家公安委員会 席	
住所	
氏名	
年 月 日	
に就いて行われる意見の陳述については、下記の審判の代理人の資格を有しているため参加します。	
記	
意見の陳述の件名	
姓 所	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

別記様式第3号（第4条関係）

別記様式第3号（第4条関係）（令和3年度より、令和3年度限り、一部適用）

参 加 人 野 心 申 請 審 判	
年 月 日	
席	
住所	
氏名	
年 月 日	
に就いて行われる意見の陳述に賛する立場に参加することを申請します。	
記	
意見の陳述の件名	
意見の陳述に賛否を表明することの理由	
通 路 先	電話（ ） — 番

備考 用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係）（令和3年度より、令和3年度限り、一部適用）

親 戚 人 法 官 野 心 申 請 審 判	
年 月 日	
席	
住所	
氏名	
年 月 日	
に就いて行われる意見の陳述については、下記の親戚人とともに出席したいので申請します。	
記	
意見の陳述の件名	
姓 所	
氏 名	（ 席 ）
法 官 監 護 審 判 法 官	
陳 述 する 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

記載要領
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
備考 月額の大きさは、日本産蘭標本入るとすること。

別記様式第6号（第7条関係）

記載要領

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 田村の中心きは、日本産植物図表とすること。

別記様式第7号（第8条関係）

平成27年度(第1回)全県大会(平成27年度第1回) 全日本選手権大会(平成27年度第1回)

文 筆 競 賞 決 争

年 月 日

国語と文章賞 賞

姓 名

年 月 日

に対して行われた全県大会の結果として、下記の欄に自分の書いた資料の題名を記入する。

題

著者の姓と名	
題名	
題名とようとす 文章賞の理由	

備考
 大会の代表者、日本経済新聞社より送付される。

[illegible][illegible]

別記様式第13号(第16条関係)別記様式第14号（第17条関係）

第 14 号 (銀行貸付金)		貸付金受取主 〇〇〇〇〇〇	
貸 付 金 明 細 簿		年	月
当座普通預金及び振込			
貸主の銀行口座番号 ()	年	月	日 (計帳期)
貸主の銀行口座の名称 ()	その結果(貸付)金主です。		
記			
貸主の銀行の名称			
貸 主			
貸主の銀行に現金等 に対する当座振込 及び振込の金額			
現	出		

別記様式第15号（第18条関係）（平成25年度）（平成26年度）（平成27年度）

意見の聴取調査等実施記録簿

年 月 日

所

住所

氏名

年 月 日

において行われた意見の聴取に關し、下記の事項に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧を（ ）する （ ）する（ ）する	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。